

満州国における土地所有権一元化の試み

— 錦熱蒙地処理を中心に —

Saho HIROKAWA

The Manchukuo's attempt to establish the landownership in Mongolian lands in Jinzhou and Rehe provinces

The purpose of this paper is to clarify the attempt to establish landownership in Manchukuo. During the Qing dynasty, in Northeast China and Eastern Inner Mongolia, landownership was restricted to the Qing, Mongolian banners (administrative units), and *wanggong* (Manchu princely title). At the time, according to the *fengjin* (closure) policy, Han Chinese (Hanren) were prohibited from migrating to Northeast China and Eastern Inner Mongolia. But in actual fact, *Hanren* did migrate there and became peasants, and although they could not buy land, they acquired the right to cultivation.

Starting in 1935, Manchukuo undertook a land survey to investigate landownership and decided to grant peasants the right to landownership. But in the Mongolian lands of Jinzhou and Rehe provinces (Kinnetsu Mochi), land was owned by Mongolian bannermen, so it was difficult to establish landownership by other parties. Manchukuo thus had to maintain the status quo on landownership but abolished the *fengjin* policy, enabling peasants to purchase land. Cotton-ginning industry provided employment possibilities for women in rural factories with greater linkage effects than in the plantation industries.

広 川 佐 保

はじめに

20世紀初頭以降、日本は、台湾や朝鮮、関東州において土地調査事業に着手し、それぞれの地域において近代的土地所有権の確立を目指そうとしていた。満州事変(1931年)以降、日本は、東三省(奉天、吉林、黒龍江省)、及び内モンゴル東部地域に「満州国」を設立したのち、同様の試みを図ってゆく。ところが東三省や内モンゴル東部地域には、「皇産」(旧清朝皇帝の私産)や「蒙地」(モンゴル人の行政単位である旗の地域)といった土地が展開し、そこでは清代以来の旧慣が残存していた。これらの地域には漢人の入植が進み、旧来の土地権利者と漢人のあいだで土地権利関係が錯綜していた。これに対し関東軍・満州国政府中央は、土地権利関係の一元化と近代的土地制度の確立を目指して地籍整理事業を推し進めてゆこうとする。

地籍整理事業に関する先行研究に関して宮嶋博史は、満州国を含む旧日本植民地の土地変革について網羅的な考察を行うなかで、日本が小農社会として成熟度の高い地域ではそれを土台として近代的土地変革を遂行し、それ以外の地域(北海道や満州国の後発地域)では近代的土地変革により小農社会を形成しようとしたことを指摘している。さらに満州国の地籍整理事業について、「商租権整理法」により日本人の商租権が所有権に転換されたことや、日本より進んだ登記制度が採用されたこと、地税の問題が重視されなかったことなどにも言及している⁽¹⁾。これらは地籍整理事業の特徴についての重要な指摘であるが、これに加え、江夏由樹は、満州国政府が地籍整理事業を進めるなかで、耕作者である漢人農民に土地所有権を認め、土地所有権の一元化を進めようとしたことを新たに指摘している⁽²⁾。また、1930年代前後、中国では共産党や国民党がそれぞれの支配地域で土地政策を展開しており、満州国政府は「国民政府土地法」(1930年)の一部をモデルとして、土地法の立案を進めつつあった⁽³⁾。しかしながら満州国のおよそ半分の地域は

* 当論文は、博士論文『蒙地奉天—満州国の土地政策—』(汲古書院より近刊予定)第5、6章をさらに発展させた内容となっている。

注 (1) 宮嶋博史「東アジアにおける近代的土地変革—旧日本帝国支配地域を中心に—」中村哲編『東アジア資本主義の形成』青木書店、1994年。

(2) 江夏由樹「満州国の地籍整理事業について—『蒙地』と『皇産』の問題からみる—」『一橋大学研究年報 経済学研究』第37号(1996年3月)。

(3) 広川佐保「『満州国』初期の土地政策の立案とその展開」『一橋論叢』第132巻第6号(2004年12月)なお、この時期の共産党、及び国民政府の代表的な研究として、それぞれ山本秀夫・野間清編『中国農村革命の展開』アジア経済研究所、1972年、笹川祐史『中華民国期農村土地行政史の研究』汲古書院、2003年、などを挙げるができる。

「皇産」や「蒙地」といった土地が占め、1930年代でさえ旧清朝皇帝やモンゴル王公・旗がこれらの土地に対して権利を有していた。1935年より満州国政府は、蒙地を開放蒙地（清代より漢人移住や開墾が進み、県が設置された蒙地。満州国時代、奉天、吉林、龍江、濱江省に所属）、錦熱蒙地（満州国時代、熱河、錦州省に所属し、モンゴル人と漢人が混住していた蒙地）、非開放蒙地（興安省に所属し、主に遊牧が行われている蒙地）に分類し、それぞれの地域で土地政策を実施しようとしていた。また、江夏は、満州国内部でこれら皇産や開放蒙地における旧清朝皇帝やモンゴル王公・旗の権利を解消するか否か、意見の対立があり、具体的な政策の立案が困難であったことを会議の議事録を用いて指摘している。筆者は満州国政府が国内の反対意見を押し切⁽⁴⁾って、開放蒙地におけるモンゴル側の諸権利廃止を決定した過程（蒙地奉⁽⁵⁾上とよばれる）、及び政府の開放蒙地処理の整理方針について検討した。

引き続き満州国政府は錦熱蒙地の整理に着手し、権利関係の一元化を図ろうとするが、これらの地域は、漢人とモンゴル人が土地を巡って鋭く対立する土地であった。本稿ではまず、地籍整理局が作成した土地調査資料や土地整理に関わる会議録や法令などをもとに、錦熱蒙地において漢人とモンゴル人がどのような土地権利関係を構築していたのか見てゆく。次に、軍事的緊張や、関東軍と現地官僚との意見の対立のなかで、満州国政府がどのように土地政策を立案し、それを実行に移していったのか、そしてそれがどのような歴史的意味をもっていたのか検討することにしたい。

1 満州国樹立と錦熱蒙地

(1) 蒙地をめぐる諸問題

清朝時代、モンゴル人の居住する地域には盟旗制度が敷かれ、封禁制度により漢人の移住や漢人への土地売買が禁止されていた。清朝は各旗（モンゴルの行政単位）において、モンゴル王公をジャサク（旗の長）に任命し、旗内の行政を統括させた。ジャサクは世襲王公であると同時に清朝の官僚であり、旗内の訴訟や行政を管轄した。民国時代、これらジャサクが旗を統括する権利を「管轄治理権」と呼んだ。旗内には旗衙門（役所）が置かれ、そこに役人が常駐し、各地方を参領（旗官職名）や佐領（同）などの役人が治めていた。旗に所属するモンゴル人は旗内では遊牧を行い、大体の放牧地は定まっていたが、土地を所有するといった考えは生まれなかった。

1723年（雍正元年）、直隸・山東で飢饉が生じた際、清朝は災害地域の農民を救済するため、「借地養民地制」を実施し、内モンゴルに彼らを入植させた。この際、入植漢人はモンゴル側に「押租銀」（小作敷金の一種）を納付し、春から秋まで耕作が認められたが、これにより漢人移住が本格的に進んでいった。しかしながら、蒙地不売の原則により、入植漢人には一種の「永佃権」、「永租権」が認められたに過ぎず、蒙地はジャサクと旗の管轄下に置かれていた。

注（4）江夏「満洲国の地籍整理事業」。

（5）広川佐保「モンゴル人の『満州国』参加と地域社会の変容—興安省の創設と土地制度改革を中心に—」『アジア経済』第41巻7号（2000年7月）；同「満州国における蒙地奉⁽⁵⁾上について—『蒙地整理案』と『開放蒙地調査資料』をもとに—」『アジア経済』第43巻8号（2002年8月）。

ジョーオダ、ジョソト盟は、民国時代に熱河省、満州国時代に錦州・熱河省が設置され、錦熱蒙地と呼ばれた地域である。これらの地域はモンゴル地域のなかでも南部に位置していたため、17世紀より漢人農民の流入が始まり、18世紀の借地養民地制を経てその数はさらに増加していた。これらの地域でも封禁政策により、原則的には漢人の入植や土地の売買が禁止されていた。ところが時代が下るに従って、モンゴル側の王公や有力者などが、自分たちの利用する牧地へひそかに漢人農民を入植させるようになってゆく。この際、モンゴル側は、小作料滞納を撤回（永佃権を撤回すること）の条件として、入植漢人に「租子」（小作料の一種）を課したが、これらの権利を「吃租権」（租を徴収する権利）と呼んだ。こうして入植漢人は、租子納入と引換えにいわゆる「永佃権」（租を納める限り、土地を永久に貸借できる権利）を取得していった。

1891（光緒17）年、オーハン旗ではモンゴル王公と漢人入植者の対立をきっかけとして「金丹道事件」が生じた。この時生じた漢人農民の反乱はトゥメド、ハラチン各旗に波及し、彼らはモンゴル人や王府を襲撃した。乱に加わった漢人たちはモンゴル側との土地契約文書を破棄したため、両者の土地権利関係はさらに複雑化することになった。この際、多くのモンゴル人が北部の旗へ避難し、南部各旗における漢人とモンゴル人の力関係を逆転させる契機となる。

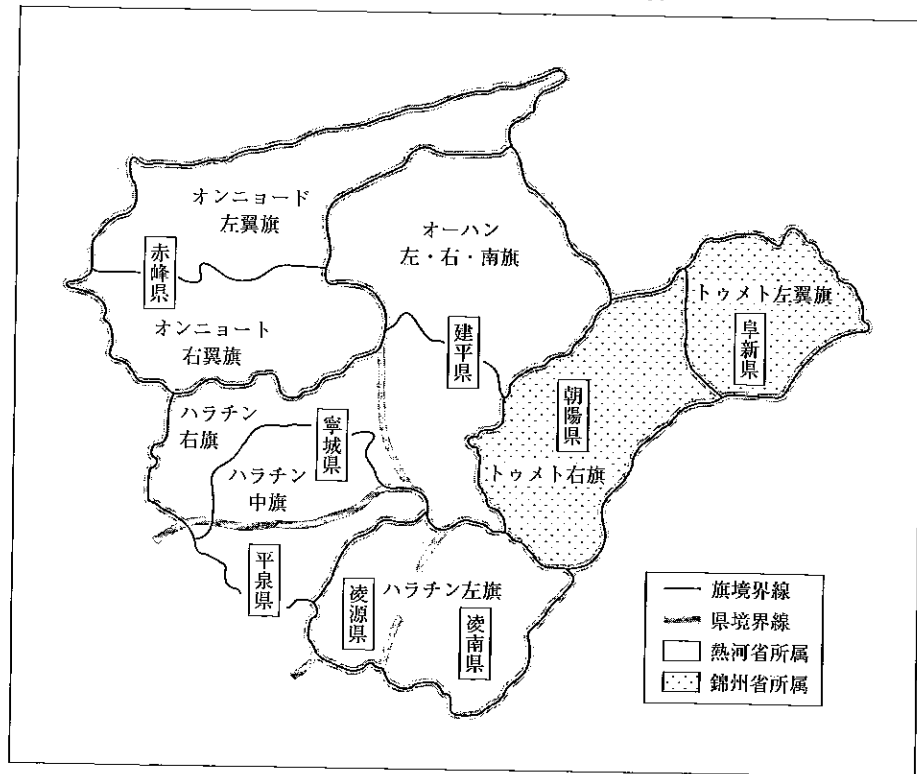
辛亥革命（1911年）後、内・外モンゴルでは独立運動が生じるが、これに対し中華民国政府は、1914年1月、ジョーオダ、ジョソト盟地域を熱河特別行政区に改編する。当時、これらのほとんどの土地は開墾され、県の設置が進んでいた。その結果、同地域では県と旗が並存し、県は漢人を、旗はモンゴル人をそれぞれ統括する二重統治の状況が生じていた（図1）。ところがこれらの土地の大部分は原則として売買不可の蒙地であったため、熱河特別区政府は、国税である田賦や科銀の徴収ができないままであった。

1926年3月、奉直戦争後、ジョーオダ、ジョソト盟は、奉系軍閥の勢力下に置かれ、1928年、熱河特別行政区は熱河省（省長：湯玉麟）となる。盟は一応存続するものの、次第に省の権限が増してゆく。1929年7月以降、熱河省政府は本格的な土地整理として、経界清理事業を開始し、地畝整理機関として熱河全省経界委員会（他省の土地局に相当）を設立した。熱河省政府は事業の方針として自己申告制をとり、「地価」（ここでは登録費用を指す）を徴収しないこと、財産権の固定、税負担の平均化などを掲げ、熱河省におけるモンゴル人・漢人に完全な「土地産権」を附与することを目標とした⁽⁶⁾。しかしながら事業は、調査員による不正が頻発したことで住民の反発を招き、満州事変（1931年9月18日）を機に中止へとむかうことになる。

1933年2月、関東軍は熱河省に侵攻し、3月に赤峰、承德を占領し、さらにチャハル省まで兵を進めた。関東軍の攻撃は同年5月の「塘沽停戦協定」を以って一旦停止する。この際、熱河省の各旗は、蒙旗保安隊を編成して治安維持にあたり、関東軍に協力していた。同3月末、熱河省のモンゴル人王公は、特務機関主催「蒙古王公代表会議」に参加し、そこで満州国帰属を宣言する。ところが満州国政府が熱河省における県制施行を決定したため、モンゴル側は反発を強めてゆく。ちょうど1934年中頃より、熱河省西部では宋哲元（チャハル省主席）の部隊が進出し始

注（6）「熱河全省経界委員会白話佈告」地政總局『土地關係舊法規（奉熱両省之部追録）』、1～2頁。

図1 錦熱蒙地における県と旗 (1934年)



出典) 及川三男「熱河蒙旗の概要 (1)」『民政部調査月報』第1巻第10号 (1936年9月), 付図; 広川佐保「モンゴル人の『満州国』参加と地域社会の変容—興安省の創設と土地制度改革を中心に—」『アジア経済』第41巻7号 (2000年7月), 付図をもとに作成。

めており、政府にとって熱河省のモンゴル人を引き入れることは非常に重要であった。そこで同9月、政府は各旗のジャサクを招いて「各旗蒙古王公会議」を開催し、暫定的にモンゴル人と漢人の紛争を調停し、1934年末、ジョーオダ・ジョソト盟地域に錦州省と熱河省が成立した。

(2) 満州国時代初期における土地制度と土地売買

満州国に組み込まれた東三省や内モンゴル東部地域には、国有地、公有地、皇産、蒙地、一般民有地などの土地が存在していた。これらの土地ではそれぞれ慣習や制度が異なっていたが、漢人の入植や転売が進みつつあった。地域によって多少の差違はあるものの、奉天省における土地売買は、次のような方法をとった。まず仲介者を通じて、売主・買主のあいだで契約を取り交わし(立契)、買主は村公所等へ届け出て手数料を納める。つぎに県公署財務局において、「契稅」(登録税の一種)と旧執照(官署発行の使用認可書)を提出する。さらに「過割」(納税者名義変更)を行い、地方法院に登記費を納め、高等法院の審査を経て不動産登記証明の発行を受けるという手順を踏んだ。ただし上記の手続きでは手数料が必要となるため、当事者間で私的に土地の

注 (7) 及川三男「熱河蒙旗の概要 (3)」『民政部調査月報』第1巻12号 (1936年11月), 43~47頁。

(8) 保聯亨「滿洲國に於ける従来の土地賣買手續 (1)」『地友會雜誌』第2巻第2号 (1937年4月), 108~119頁。

売買を行う場合も少なくなかった。一方、皇産や蒙地などでも漢人農民の流入により、土地の開墾や転売が進んでいた。ところがこれらの土地は売買が禁止されていたため、上記のような正式の手続きは行われず、売主と買主のあいだで白契(私契約)により、証文に「倒」または「兌」(ともに“換える”を意味する)と記して土地権利の譲渡・転売が行われていた。

1910年代、中国各地で不動産登記の法令が施行されていたが、1922年、中華民国政府は「不動産登記条例」を施行し、統一的な土地登記制度を開始する。しかしながら登録には手数料が課されるために、登記を行わずに土地執照を土地権利の証明とする場合が多かった。これら土地執照は、清朝時代より招墾、清丈(測量)、官有地の払い下げのたびに発給されたが、形式も統一されていなかった。1930年代の満州国政府の調査によれば、清朝時代の土地執照、民国時代に各省政府や県、旗(地局)、墾務機関が発行した土地執照が存在していた。

満州国成立後、政府は、旧来の慣習や民国時代の土地売買方式、登記法などをそのまま踏襲していたが、国内の土地面積や土地制度、土地権利関係を正確に把握しきれていなかった。そこで政府は、あらゆる産業と密接に関わる土地行政の把握と制度の確立に着手する。1935年、政府は地籍整理事業を開始し、1936年以降、土地審定法を公布するとともに、土地権利の認定と同時に不動産籍の登録も行った(1937年不動産登録法)。これにより政府は土地行政を市県旗長の統括下に置き、地稅賦課を行うことを計画していた。このように、政府が国内の土地を一元的に掌握するシステムを構築しようとしたことは、地稅徴収の強化のみならず、国土の開発・管理と利用を進めるうえでも重要な意味を持っていた。

2 錦熱蒙地処理の開始

(1) 関東軍の土地権利の一元化方針

1936年以降、地籍整理事業により、皇産や開放蒙地の整理が開始されていたが、錦熱蒙地では県・旗が並存し、土地問題は手付かずのままであった。こうした状況に対し、同年6月、関東軍参謀は「通牒」を下し、錦熱両省における「蒙旗行政権の法制化」を進め、10年後を目途として県・旗を統合し、モンゴル人と漢人の土地紛争を解決することを決定した。さらに「通牒」は、錦熱蒙地の整理について、地籍整理局による特別機関の設置や綿密な土地調査実施、土地紛争の解決などを指示していた。この際、関東軍は、熱河省の経界清理事業がかつてモンゴル人の大きな反感を招いたことを考慮し、土地問題の解決にあたっては、「概ネ湯玉麟就任直前ヲ基準トスベシ」としていた⁽⁹⁾。関東軍の「通牒」を受け、熱河省政府、民政部、司法部、蒙政部、関東軍のあいだで協議が開始され、満州国政府は同年11月までに「錦、熱蒙地権利及貢納整理要綱」の策定を進めた。ここで問題となったのは、錦熱蒙地においてモンゴル側(王公、旗、寺廟、旗民)が、漢人入植者から徴収してきた租子の存在である。満州国時代、モンゴル側の租子を徴収する権利を「吃租権」と称していた。政府はこれら「吃租権」を「上級所有権」、漢人入植者の「永遠耕作権」(租子を納入し、永遠に耕作する権利)を「下級所有権」とみなし、両者の土地権

注 (9) 地籍整理局「土地制度調査會第一回委員會議事速記録」(1937年), 56~60頁。

(10) 「熱河省公署公報付録」第1号 (1936年9月), 5頁, 第3号 (1936年11月), 3頁。

利関係を「分割所有状態」と呼んで理解しようとしていた。満州国は錦熱蒙地において単一所有権を確立するため、「分割所有状態」や「吃租権」を解消してゆこうとするが、それぞれの権利の実態については把握していなかった。

1936年11月の地籍整理局主催「土地制度調査会第1回委員会会議」では、開放蒙地奉上が決定されるとともに、「錦、熱蒙地権利及貢納整理ニ関スル件」が取り上げられた。ここで政府が示した「錦、熱蒙地権利及貢納整理要綱」の方針とは、モンゴル人側が租子を徴収している土地では、原則として租子徴収権者、つまりモンゴル側を土地所有権者とみなそうとするものであった。ただしモンゴル側が入植者から地価同等の対価を徴収している場合は、土地を回収することができなかった。この際、入植者はモンゴル側に補償金（租子を一定率還元した土地価格）を支払えば、土地所有権を得ることができるとされた。政府はこうした方法により、錦熱蒙地における土地権利関係の一本化を図ろうとしていた。しかし、この段階では、租子の解消方法や還元率などは定められていなかった。同要綱は権利関係の一元化を目指した点では、熱河省の経界清理事業と同一の目的を持っていたといえる。ただし同要綱は、基本的に租子徴収権者であるモンゴル側を土地所有権に認定するなど、モンゴル側に比較的有利な条件を設定していた。この点は漢人耕作者に土地所有権が認められた開放蒙地の場合と大きく異なっていた。同要綱は若干改編された後、同年12月、「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」として結実するが、後に「國務院案」と呼ばれることになる。さらに政府は、同年12月、「熱河省及錦州省内旗制」を公布し、県の区域を旗の区域に一致させ、それぞれ県長と旗長を配置した。旗長にはおおむね世襲王公であるジャサクがそのままあてられた。こうした方式を「県旗複合制度」と称したが、これは政府がこれまでの県制優先から、モンゴル側重視の方向へ転換したことを示していた。

(2) 錦熱蒙地調査班の組織と調査の開始

1936年12月以降、さきの「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」等を受けて、地籍整理局、蒙政部、財政部、企画処など関係諸機関は協議を重ね、具体的な錦熱蒙地処理要綱の作成に取り組んでいた。これと並行して地籍整理局は、1937年4月に「錦熱蒙地実地調査要綱」⁽¹¹⁾を掲げて実態調査に着手する。地籍整理局は熱河省公署総務庁庁長を調査本部長に任命し、さらに地籍整理局、税務監督署、熱河・錦州両省省公署、蒙地関係県・旗公署等の署員をその監督下に置いて調査班を組織した(表1)。また、地籍整理局は調査に先んじて5月1日から1週間、地籍整理局熱河分局(承德)⁽¹²⁾において調査員に訓練を施した。

地籍整理局作成「錦熱蒙地実地調査要綱」によれば、錦熱蒙地調査は、モンゴル人・漢人双方を調査対象としており、概況調査と精密調査の2つの方法をとるとしていた。まず地籍整理局は、概況調査として、旧熱河所属の14旗を対象に「調査事項」(開墾沿革、土地権利の主体、土地所有の形態、特殊事情等)に基づいて調査し、土地等級を概定することを計画していた。つぎ

注 (11) 地籍整理局「土地制度調査会第一回委員会議事速記録」, 207~208頁。

(12) 「勅令第179號 熱河省及錦州省内旗制」『政府公報』第823號(1936年12月17日)。

(13) 地籍整理局「錦熱蒙地調査報告 上巻(土默特左右旗, 翁牛特左右旗)」1937年12月, 25~26頁。

(14) 地籍整理局「錦熱蒙地調査報告 上巻」, 3頁。

表1 錦熱蒙地調査地域と調査班(1937年5月~8月)

調査本部長: 熱河省次長(熱河省総務庁長)

調査班	班員	調査地域	調査方法	
熱河班長 及川三男	第一分班長(兼): 中島 副班長(兼)	地籍整理局員2 熱河省または熱河税務 監督署職員1 縣(旗)公署職員2 通訳3(計8人)	オーハン旗(新忠縣), ハラチン中旗(建平縣)	調査事項をもとに、十数 村を対象とした聞き取り 調査
	第二分班長(兼): 原 副班長(兼)	同上	ハラチン左旗(建昌縣), 同中旗(寧城縣)	調査事項をもとに、旗全 体の概括的な権利関係を 調査
	第三分班長(兼): 片倉 副班長(兼)	同上	オンニョード左旗(烏丹 縣), 同右旗(赤峰旗)	調査事項をもとに、旗全 体の概括的な権利関係を 調査
錦州班長 五島徳二郎		地籍整理局員2 錦州省公署職員3 奉天税務監督署職員1 縣(旗)公署職員8 (内通訳3)(計14人)	トゥメド右旗(朝陽縣), 同左旗(阜新縣)	調査事項をもとに、旗全 体の概括的な権利関係を 調査
副班長(兼)				

出典) 地籍整理局「錦熱蒙地調査報告 上巻(土默特左右旗, 翁牛特左右旗)」1937年より作成。

に地籍整理局は概況調査を参照しながら、調査地域を耕地とその他の土地(入会地, 山河, 沼沢, 山林, 鉱山, 牧野, 荒地)に分けて精密調査を行うとしていた。

これらの計画をもとに、各調査班は5月8日~8月3日の約3ヵ月間にわたり、担当の地域を調査した。同時に地籍整理局は、調査の完遂を図るため特別調査隊1班を派遣して、6月より約1ヵ月半、省・県・旗各公署、王府等に現存する文書史料調査を実施した⁽¹⁵⁾。満州国政府は、旧熱河省14旗のうち興安西省内の旗を別に処理するとしてため、錦州・熱河省所属のトゥメド左・右旗, オンニョード左・右旗, ハラチン右・中・左旗, オーハン旗が調査対象となった。また、日中戦争開始の影響から予定通りの概況調査と精密調査を実施せず、オーハン旗, ハラチン右旗において「調査事項」をもとに十数村を対象に聞き取り調査を実施し、その他の旗では概括的な権利関係調査を実施した。当時、その成果は、『錦熱蒙地調査報告』(全3巻)としてまとめられた⁽¹⁶⁾。この『錦熱蒙地調査報告』は、県の文書調査を用いた開放蒙地調査の場合と異なり、旗の文書調査が中心となっていた。開放蒙地の場合は、『滿洲舊慣調査報告書』などの詳細な資料があり、これをもとに実態調査を実施することが可能であった。これに対し、錦熱蒙地の場合は、土地に関わる基本的な調査資料が欠如していた。当時、これを補ったのが及川の「熱河蒙旗の概要」⁽¹⁷⁾であり、ここには1920年代、及川が東亜勸業株式会社の社員時代に収集した記録や見聞が

注 (15) 滿鐵産業部編「錦、熱蒙地整理事業ノ近状」1937年9月, 1~5頁。

(16) 地籍整理局「錦熱蒙地調査報告 上巻」1937年12月, 以下同じ, 同「錦熱蒙地調査報告 中巻(喀喇沁中旗)」, 同「錦熱蒙地調査報告 下巻(喀喇沁中左旗 敖漢旗)」。

(17) 南滿洲鐵道株式會社編纂「滿洲舊慣調査報告書前篇ノ内蒙地」滿洲日日新聞社, 1914年。

(18) 及川三男「熱河蒙地の概要(1)~(4)」『民政部調査月報』第1巻第10~12號, 第2巻第1號(1936年9月~12月)。

記されていた。つぎに上記の資料や同時期に旗が作成した『喀喇沁右旗蒙地史』⁽¹⁹⁾をもとに、錦熱蒙地における土地権利関係の諸相について見てゆくことにしたい。

(3) 錦熱蒙地の土地権利関係—ハラチン右旗における調査—

1937年5月、第1分班の班員は朝陽に集合した。まず班員は県公署において調査計画書に対する現地の意見を聴取した後、土地関係の文献を収集し、31ヵ所で紛争地に関する聞き取り調査を行った⁽²⁰⁾。その後、第1分班はハラチン右旗の各村において、各村の人口、面積、旧米、及び現在の土地権利関係などを調査した。ハラチン右旗でも18世紀前半の借地養民地制により、山東、直隸省からの漢人農民の移住が進んでいたが、乾隆期(18世紀半ば～後半)には商人の来往も増加し、各地で都市建設が行われた。一般的に錦熱蒙地では満州国時代までに、(1)外倉地、(2)内倉地、(3)間散王公(分家した王公)の土地、(4)貴族の土地、(5)箭丁(一般旗民)の土地、(6)廟地、(7)駅地、(8)漢人耕種地、などの土地の種目が存在していた。

(1)の外倉地とは、広義的には旗内の山河、湖沼、荒地を含む旗内全ての土地を指す。ハラチン右旗では、借地養民地制の実施により、漢人農民の移住が進んだが、そうしたなかで、租子収入を旗行政費にあてるべく設定された開墾地を外倉地と称した。満州国ではこれら外倉地を国家に奉仕するべきかどうか議論がなされていた。これに対し、ハラチン右旗出身の呉椿齡は、同旗では借地養民地制により牧地が減少し、旗民の生活に支障が出てきたため、一定の地域を「公倉」(あるいは外倉)とし、モンゴル人の「土地総有」の観念から、ここで徴収した租子を旗民に生計費として分配したと主張していた⁽²¹⁾。

借地養民地制を経て、多くの旗において、ジャサクは旗内の一定の土地に漢人農民を入植させて開墾を進め、徴租機関を設けて租子を徴収し、自らの生計維持にあてるようになる⁽²²⁾。これらの土地は(2)内倉地と呼ばれた。各旗における内倉地の成立年代は判然としないものの、大体18世紀から19世紀半ばにかけて成立したとされ、そこでは各倉名義の「紅契」(官印のある証書)を発給していた。1930年代までに、ハラチン右旗では、旗内に外倉地(10ヵ所)、内倉地(10ヵ所)が配置され、錦熱蒙地調査班の調査によれば、外倉地619,417.8畝、内倉地106,947.0畝であった。内倉地のうち吃租地面積は105,800.0畝、モンゴル人が耕作・経営する「自種地」(小作地を含む)は1,147.0畝であった(表2参照)⁽²³⁾。

これら内倉地・外倉地の設定に従って、各旗内ではますます漢人移住が進み、間散王公、貴

注(19) 本稿で用いるのは内モンゴル自治区図書館所蔵本であり、表題が不明であるものの、篤多博編纂『喀喇沁右旗蒙地史』(1941年)の異本と考えられる。哈斯巴幹、于化民「関于喀喇沁右旗蒙地史的説明」『喀喇沁右旗文史資料』第5輯(1992年)。

(20) 北支經濟調査所第三班『滿洲國地籍整理狀況視察報告』滿鐵北支經濟調査所、1939年7月、94～95頁。

(21) 呉椿齡「錦熱蒙地外倉の研究」『蒙古研究』1巻4號(1939年11月)、124～136頁。呉はモンゴル人が遊牧生活を営み、土地は個人所有ではなく総有制度にあったと主張していた。実際は開墾が進むにつれて、ジャサクが一定の土地を占有し、モンゴル人が個別の利用地に漢人を入植させるなど土地の開墾が進んでゆく。

(22) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 下巻』、1405～1406頁。

(23) 篤多博『喀喇沁右旗蒙地史』、43頁。

表2 錦熱蒙地各旗における土地種目と吃租地面積、及び自種地面積

	ハラチン右旗(畝)		ハラチン中旗		ハラチン左旗		オーハン旗	
	吃租地面積	自種地面積	吃租地面積	自種地面積	吃租地面積	自種地面積	吃租地面積	自種地面積
内倉地	105800.0	1147.0	68381.9	不明	20930.0	不明	107400.0	8500.0
外倉地	619417.8	0.0	56272.8	不明	56900.0	不明	39388.0	2658.0
間散王公・貴族	326217.0	21580.0	不明	不明	不明	不明	30000.0	6500.0
箭丁私有地または蒙民地			不明	不明	不明	不明	70000.0	48784.0
福分地	238590.6	91910.5			47162.6	不明		
差役地					20000.0	不明		
箭上地					780000.0	不明		
寺廟地	46962.0	4384.0	60000.0	1000.0	不明	不明	11900.0	15300.0
駅地	4962.0	不明	6500.0	不明	不明	不明	不明	不明
合計	1341949.4	119021.5	191154.7	1000.0	924992.6	不明	258688.0	81742.0

注) 1. オンニョード左旗・右旗は金丹道事件により史料がなく、トゥメド左旗・右旗は未調査のため詳細なデータがない。
2. 1頃=100畝として換算。なお、上記の吃租地面積とはモンゴル側が租を徴収することができる現在の吃租地であって、租を徴収できなくなってしまった土地は含まない。また、オーハン旗の土地面積は概数である。
3. 調査報告において箭丁の土地をハラチン右旗は福分地、同中旗は箭丁私有地、オーハン旗は蒙民地と記し、ハラチン左旗は福分地、差役地、箭丁地と区分している。なお、ハラチン左旗の福分地は自種地であり、差役地、箭丁地は吃租地であると報告されている。また、ハラチン中旗の駅地は、外倉地に編入されている。

出典) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 中巻(喀喇沁中旗)』1937年、1125～1127頁；同『錦熱蒙地調査報告 下巻(喀喇沁中左旗 敖漢旗)』、1604～1611、2369～2370頁；篤多博編纂『喀喇沁右旗蒙地史』1941年、43頁より作成。

族、有力な僧侶のなかには、ジャサクの土地占有に倣って旗内の土地を占有し、そこに漢人農民を入植させてゆくものもいた。これが(3)間散王公の土地、(4)貴族の土地である。なお、ハラチン右旗では間散王公や貴族の土地を「大倉地」と称した。錦熱蒙地調査班の調査によれば、ハラチン右旗の間散王公・貴族の土地のうち、吃租地面積326,217.0畝、自種地21,580.0畝であり、約9割が漢人の耕作地となっていた⁽²⁴⁾。

18世紀前半以降、借地養民制度と旗内有力者の土地占有により開墾が進められた結果、旗内の牧地は次第に減少してゆき、箭丁(一般旗民)の遊牧生活に差障りが生じてくる。そのため、18世紀前半、清朝政府はモンゴル地方への漢人の移住を厳禁するとともに、箭丁の生活安定のために、旗内の土地を分給することを命じた。これに従ってハラチン中旗では、男女を問わず旗民には20畝を支給し、ハラチン左旗では18歳以上の男子にそれぞれ40畝を分給した⁽²⁵⁾。その他の旗では、箭丁が各自一定の土地を占拠したとされる。このほか各旗には、官職にあるあいだ支給される「差役地」、戦功等の功績によりジャサクが給与した「恩賞地」などもあった⁽²⁶⁾。これらの土地が(5)箭丁の土地(「福分地」とも呼ばれる)であり、そこで箭丁は土地の「使用収益

注(24) なお、ジャサクの分家に伴い、内倉あるいは外倉の一部を分割した土地もこれに含まれた。

(25) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 下巻』、1125～1126頁。

(26) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 下巻』、1422、1608頁。

(27) 篤多博『喀喇沁右旗蒙地史』、4頁。

権」が認められたが、執照がない場合もあった。錦熱蒙地調査班の調査によれば、ハラチン右旗の箭丁の土地は、吃租地 238,590.5 畝、自種地 91,910.5 畝であり、約 7 割の土地に漢人が入植し、約 3 割弱の土地でモンゴル人自身が農業経営を行っていたことが確認できる。また清朝時代、ハラチン右旗には 8 の参領のもと、各参領区に 5～6 の佐領が配置され、これらが箭丁の土地を統括していた。旗民が逃亡・絶家した場合、旗は再びこれら箭丁の土地を回収して外倉に編入したが、これは「上箭地」と呼ばれた。19 世紀中頃までに旗内の未耕地が減少していったため、土地分給の制度は廃止される。

このほか主として王公、貴族、有力な箭丁が寺廟に寄進した (6) 廟地や、(7) 駅地などがあった。廟地から生じる収益は、廟の維持や僧侶の生計費にあてられた。駅馬站地では、駅 (ジャムチ) に従事するモンゴル人に馬匹放牧地として使用収益を許可した。また、ハラチン右旗には祭祀のために設けられた公会地などがあった。

以上がモンゴル側の支配する土地の概要であるが、つぎに (8) 漢人耕種地について見てゆくことにしたい。先にも見たように、借地養民地制以降、漢人はモンゴル側に押租銀を納め、「短期小作権」やいわゆる「永佃権」を取得してゆく。さらに困窮した旗民のなかには、漢人に対し、自らの土地を担保として「押」(短期の抵当権設定)や「当」(長期の抵当権)といった契約を結ぶものもあった。これらの土地は、条件付で期限がくればモンゴル側が回収可能な土地であり、「活契地」と呼ばれた。しかしながら、期限内にモンゴル側が借金を返済しない場合、これらは回収不可能な土地 (死契地) となり、漢人の支配下に置かれることになった。また、蒙地不売の原則のために、証文では「売」の字を避け、「兌」や「倒」と記すことにより、蒙地の譲渡や転売が進んでゆく。ただし錦熱蒙地では、土地がどのような形態であれ、「蒙地不売の原則」により、漢人入植者は一定額の租子をモンゴル側に納めなければならなかった。このように錦熱蒙地では「蒙地不売の原則」や租子の慣習が存続し、漢人入植者は完全な土地所有権を得ることはできなかった。

このほか漢人耕種地には、漢人が盗墾した土地、浮多地 (契約書に記載される面積以外の開墾地)、転兌・転倒 (転売) により権利関係が不明瞭になってしまった土地、「金丹道事件」の際、漢人入植者が不法に取得した土地なども含まれていた。これらの土地では漢人入植者は租子を納めず、「黒地」と呼ばれ、錦熱蒙地全体の 6 割を占めるともいわれた。

また、ハラチン右旗のモンゴル人世帯では、租子収入が収入の大半を占めている場合も見られた。⁽²⁸⁾ モンゴル側はこれら租子を根拠に土地に対する権利を主張していたが、満州国の日本人官僚は、蒙地が売却不可能なため、モンゴル側が形式的に租子を設定したと見ていた。また、漢人耕作者のなかには、租子を単なる慣習上のものと理解し、畝捐 (県が課す地税) と同一視するものもあった。このように、モンゴル人、漢人、日本人のあいだでは租子に対する認識が異なっていた。

注 (28) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 下巻』, 1125～1126 頁

(29) ハラチン右旗葉柏壽の蒙民調査によれば、モンゴル人世帯 (A) の収入のうち、自種地収入 41 元 5 角、吃租地収入 30 元であり、約 4 割が租子収入である。また、同地域の旧貴族の世帯 (B) の収入は、耕作地収入 70 元 5 角、吃租地収入 115 元 5 角であり、約 6 割を租子収入が占めている。地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 下巻』, 1092～1094 頁

た。さらに、ハラチン右旗の調査によれば、モンゴル側が福分地を、どのような形態であれ自己所有であると主張しているのに対し、漢人側は土地が「死契地」である場合、自己所有であると主張するなど、双方の認識にずれがあることが報告されている。まさにこうした土地に対する両者の意識の相違が、錦熱蒙地における対立の根源であったといえよう。

以上のようにハラチン右旗では、内倉地、外倉地、貴族、箭丁の土地の大部分において漢人移住が進んでいたが、これと同様に錦熱蒙地全域で開墾が進んでいた (表 2 参照)。こうした状況に対し、各調査班は、錦熱蒙地における土地所有形態について、モンゴル側が「吃租権」(上級所有権)を有し、漢人側が「永遠耕作権」(下級所有権)を有する「分割所有形態」であると見ていた。さらにモンゴル人自身が耕作する「自種地」については、モンゴル人に「所有権」が存在するとみなしていた。また、北部に位置するオンニョード左旗では、一部遊牧が行われていたが、同地域を担当した調査班は、遊牧形態にある土地の整理方法については判断を示さなかった。調査終了後、各調査班は調査結果を取りまとめ、「現地案」の作成に取り組んでいった。政府は、開放蒙地の処理の場合、清朝や東三省各地方政府が制定した法令に則って権利関係の一元化を進めることができた。しかしながら錦熱蒙地では、旧熱河省政府の方針をそのまま踏襲するわけにいかず、また、王公・旗だけでなく一般モンゴル人でさえ「吃租権」を有し、これを生活の糧としていた。そのため錦熱蒙地における「吃租権」は、開放蒙地の場合のように「上級所有権」として一気に解消できるものではなく、また漢人の「永遠耕作権」を一律に廃止することも現実的に不可能であった。

3 現地案の作成

(1) 「壺盧島案」と「熱河省案」

「塘沽停戦協定」締結後も、華北や熱河省では抗日運動が次第に活発化してゆき、国境付近では紛争事件が絶えなかった。これに加え、1937 年 7 月の盧溝橋事件以降、日本は中国との全面的な戦争に突入する。華北では日本側の支援のもと察南自治政府、晋北自治政府、蒙古連盟自治政府が成立した。こうした動きに対して、中国共産党は同 7 月、南京国民政府に国共統一戦線を呼びかけ、同 9 月下旬、第二次国共合作が成立する。その後も中国共産党は、満州・華北の国境付近で活動を続け、熱河省をめぐる状況は緊迫化していた。一方、地籍整理局は 1936 年より地籍整理事業の第 1 期事業として「応急 5 年地籍整理事業」を開始したものの、関係法令の公布の遅延や、職員補充に困難をきたしたことから、計画通りに進んでいなかった。⁽³⁰⁾ 1936 年末頃、国内における事業の早期完遂の声に押され、満州国政府は再び事業を変更し、新たに「第 1 種地籍調査事業 5 年計画」を立案した。ところが 1937 年度は日中戦争の影響を受け、事業は予定の 6 割を完了するにとどまった。

日中戦争開始による混乱状態のなかで、調査班は 1937 年 8 月 3 日までに錦熱蒙地調査を終えた。同 4 日から 24 日にかけて政府は、調査班長等を錦州省の壺盧島に集め、調査報告書を取り

注 (30) 岡本正編『満洲の土地事情』満洲事情案内所, 1939 年, 144 頁。

まとめた。⁽³¹⁾これと並行して調査班長達は総合的な「蒙地整理法要綱」の立案に取り組んだ。ここで調査班長達は調査結果をもとに、先に決定された「國務院案」（「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」の略称）の実効性について、審議し検討を重ねた。「國務院案」の内容は、錦熱蒙地の「分割所有権」的形態を一律に廃して、「吃租権」者か、それに準ずるものに完全な土地所有権を与える方針であった。しかしながら、調査班長達は「國務院案」の方針は錦熱蒙地の現状に適応しないという結論に達し、新たに「壺盧島案」を作成する。

この「壺盧島案」は、モンゴル人・漢人の融合を図り、その生業を安定させることを第一の目標としていた。「壺盧島案」は、一定期間、モンゴル側の租子を徴収する権利を「吃租権」、租子を納付し永遠に耕種する権利を「永遠耕種権」として、同一の土地におけるそれぞれの権利を分離し、いわゆる「分割所有権」を認めようとしていた。ただし「壺盧島案」は、当該土地の永遠耕作者以外のものに「吃租権」を譲渡することや、これら「吃租権」と「永遠耕種権」を新たに分割することを禁じていた。つまり「壺盧島案」は、蒙地整理の最終目標を「単一所有権化」に置きながらも、一定の期間に限り現状の「分割所有」の存続を認め、徐々にその解消を図ろうとするものであった。この点で「壺盧島案」は、一気に土地権利関係の一元化を進めようとする「國務院案」とは隔たりがあり、関東軍の「通牒」に異を唱える内容でもあった。

調査班長達は同25日、「壺盧島案」を蒙地調査本部長（熱河省次長）に提出後、解散した。蒙地調査本部長は「壺盧島案」提出を受け、錦州・熱河両省の各県旗との調整を図るが、県・旗もこれにおおむね賛意を示していた。そこで蒙地調査本部長は、熱河省公署内に蒙政班、法制班、民政班の3班を新設し、「國務院案」と「壺盧島案」を基礎として新案の再検討を行わせた。これと同時に蒙地調査本部長は、錦州省公署に対して意見を求めるなど、各機関に対して周到な根回しを行っていた。ただし錦州省公署内では熱河省と異なり、「國務院案」に賛同し、即時に土地権利関係の単一化を求めるものが多かったという。こうした背景には、錦州省の治安状況が比較的安定しており、土地整理が実施しやすかったことがあったと考えられる。その後、熱河省公署内では、蒙政班が蒙地整理法要綱の起草にあたり、9月12日に「熱河省案」を作成し、これを蒙地調査本部長に答申した。蒙地調査本部長は、同14～15日に3班の班員を熱河省公署旗務科に集め、合同審議会を開催して、「熱河省案」を討議した。合同審議会には、地籍整理局属官の伊藤〔名前不明〕、興安局の五島徳二郎（錦州省公署から移動）、錦州省公署属官の宮田〔名前不明〕、建昌県副参事官の高井〔名前不明〕が参加していた。さらに熱河省は同案の完成を図るため、かつて開放蒙地の整理に関わっていた天海謙三郎を臨時参議に任命し、再検討作業に参画させた。

こうして熱河省主導のもと、「國務院案」、「壺盧島案」を下敷きに、「熱河省案」は作成された。この「熱河省案」は、「壺盧島案」の方針を踏襲し、租子の負担がなく、モンゴル側が自由に処分できる土地の権利を「所得権」、モンゴル側が租子を徴収する権利を「吃租権」とし、漢人側のいわゆる「永佃権」を「永租権」と定め、それぞれの権利をそのまま容認する方針であっ

注 (31) 以下、滿鐵『錦、熱蒙地整理事業ノ近状』、1～6頁を参照。なお、同書は天海謙三郎が「熱河省案」作成に参加した際にまとめられたものと考えられる。

た。これに加え「熱河省案」は、早急に権利関係が確立できない土地についても一定の処理方法を定め、ゆるやかに単一所有権を確立しようとしていた。⁽³²⁾つまり現地の官吏が作成した「壺盧島案」、「熱河省案」は、いずれも「分割所有形態」を認めようとして、将来的に単一所有権の確立を目指すという立場を取っており、関東軍ないし、土地制度調査会が主張する「國務院案」とは大きな隔たりがあった。

(2) 「錦熱蒙地調査報告会」における「分割所有権」をめぐる議論

1937年11月8、9日、調査班員側が作成した「熱河省案」を満州国政府中央機関に対して報告するため、「錦熱蒙地調査報告会」が開催された。同報告会には、地籍整理局総務処長の加藤鉄也、同審定科長の山管正誠、熱河省公署職員及び川三男（元錦熱蒙地調査熱河班班長）、錦州省公署属官の宮田〔名前不明〕（同錦州班班長）、熱河省公署属官の中島〔名前不明〕（同熱河班第1分班）、原〔名前不明〕（同熱河班第2分班）、熱河税務監督署属官の片倉〔名前不明〕（同熱河班第3分班）、関東軍第三課の永井〔八津次〕少佐、総務庁企画処参事官の伊吹幸隆、司法部民事司第一科長の方歳規矩樓、興安局、内務局の職員が参加した。

第1日目、地籍整理局の加藤が挨拶したのち、議題は実地調査報告に移り、各調査班の分班長が報告を行った。まず元熱河班第1分班長の中島が、熱河省内のオーハン旗、ハラチン中旗の調査について報告した。中島は、オーハン旗は「金丹道事件」のため、文献資料が少なく、内倉、外倉の区別も判然としないこと、また班員の人員不足により、調査に困難を来したことなどを説明した。さらに中島は、「新民法ニヨリ単一所有権ヲ確認シ得ルモノハ、喀喇沁〔ハラチン〕ト敖漢〔オーハン〕ニ亘リ其ノ三分ノ一程度」であり、「其ノ大部分ガ単一所有権ヲ認メル事ガ困難」であると述べた。その原因として錦熱蒙地では、モンゴル側が所有権を有すると考えられるが、漢人側も自らに所有権が移転したと考えていることが報告された。中島は、モンゴル人・漢人側の「土地關係ヲアルガ儘ニ認メルコトガ民族間ノ軋轢ヲ避ケ、經濟生活ノ武力抗爭ヲ少ナクスル所以デアリマス。其レ故現在ハ在リノ儘ノ權利ヲ認メテ置キ其ノ内旗ニ於テ暫行的ニ權利ヲ一方化スル方法ヲトリタイ。現地案トシマシテハ法的解釈ハ致慮セズニ實際的ナ致ヘカラ致慮シタ」と説明し、現地案（熱河省案）を認めるよう求めた。⁽³³⁾

つぎに元熱河第2分班長の原は、調査地域の特殊な事例として「民族抗争的観点ヨリ見タル熱河蒙旗」について報告した。ここで原は、錦熱蒙地において「金丹道事件」により土地台帳、微租台帳が紛失したこと、また、これ以降、漢人側がモンゴル側の土地を不法に取得し、モンゴル側に対し抗租したので、モンゴル人が経済的に劣勢になったことを説明した。原はこのような蒙地の現況に対して、満州国はモンゴル人と漢人のあいだのバランスを取りながら、契約時における両者の意思を尊重するべきであるとした。その理由として、両者の租をめぐる関係や土地問題は、200年の歴史を経て現在に至るものであり、この現況は直ちに破壊すべきものではないとの

注 (32) たとえば、吃租権者が「永租権」（長年にわたり土地を耕作する権利）を取得する場合、一定の価格を永租権者に支払うことや、永租権者が吃租権を取得する場合も同様に租子を還元した土地価格を支払う方針などが示された。

(33) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、5～6頁。

考えを示した⁽³⁴⁾。中島や原の報告は、いずれも錦熱蒙地における現状維持を訴えるものであった。続いて、元熱河第3分班長の片倉、元錦州班長の五島から同様の報告がなされたあと、質疑応答に移った。最初に加藤が口火を切り、「今迄調査報告ヲ聞キマス國務院整理要綱デハ不可能ト云フコトナリマスガ、此ノ要綱ハ〔関東〕軍司令官ノ決裁ヲ受ケテオリマスガ悪イトナレバ何等カノ方法ヲ講ゼネバナラスガ如何」と述べた。これに対し及川は、「國務院案」は「主旨トシテハ結構デアリマスガ、ソノ整理着手ニ當タリマシテ國務院決定要綱デハ漢人側ガ聞キ入レスト思ヒマス」と返答した。加藤は明日改めて「國務院ノ決定要綱ノ何處ガ悪イカト云フコトヲ検討願ヒタイト思ヒマス」と述べ、報告会の第1日目は終了した⁽³⁵⁾。

第2日目も引き続き質疑応答が行われ、「國務院案」の妥当性を巡って調査班員らと地籍整理局の論争が繰り広げられた。ここで加藤は調査班員に対し、「國務院案」が現地の状況に即さない理由について説明を求めた。これに対し及川は、調査班員側が「總務廳ノ要綱〔國務院案〕ニ基キマシテ最モ忠實ニ調査ニ當リ、調査後モ決定案ノ作成ニ付キ其ノ調査結果ニ依リ萬全ノ努力ヲ以テ之ガ検討ニ當リ、各県旗参事官、錦州省、稅務監督署と協議のうえで〔現地整理要綱案〔熱河省案〕〕を作成したことを説明した⁽³⁶⁾。

ここで第3分班長の片倉が「總務廳要綱案ヲ忠實ニ検討シマシタ結果實際整理ニ當リマシテハ、此ノ案ハ困難デアリマス爲、現地案〔熱河省案〕ノ作成トナリマシタ次第デアリマス」と述べ、錦熱蒙地調査本部長連修の「錦熱蒙地整理要綱ニ関スル意見書」を朗読した。片倉は最初に「要綱案ノ特色ハ分割所有權制度ノ暫行的容認ニ在リ」と宣言したうえで、錦熱蒙地の複雑な権利関係について、「残サレタル唯一ノ理解ノ鍼ハ蒙古側ノ權利ハ之ヲ地代ヲ取り立テル所有權（上級所有權）トシ漢人佃戸ノ權利ハ之ヲ地代ヲ支払フベキ所有權（下級所有權）トシゲルマン法ニ所謂分割所有權ノ觀念ヲ緩用スルコトニ係リ存スルモノト思料ス」と述べた。さらに片倉は、国家権力の強制によって、いずれか一方に所有權を取得させるのではなく、一定期間、分割所有形態の存続を容認しながら、モンゴル側・漢人側の関係に配慮し、所有權を確立することが妥当であると主張した⁽³⁷⁾。これらの調査班員の報告に対し、加藤は「此ノ間ノ會議〔土地制度調査会第1回會議〕ノ結果ハ皆存ジテ居リマスネ」と念をおした。これに対し、一同は「然り」と返答し、討議は続行された。続けて第3分班長の片倉が、「國務院案」と「熱河省案」の異なる点について説明したのち、加藤は、「國務院案」と「熱河省案」のいずれを採用するのか、「國務院案」では何が不都合であるか討議することを提案した。このように調査班長らと加藤の意見は対立するが、ここで錦州省班長の五島が司法部の見解を求めた。

これに対し、司法部科長の万歳規矩樓は、目下「民法施行法」の第二条中の「物權法」では従來の慣習を認めることを決定しているとし、「私トシマシテハ（中略）蒙人側ノ權利ヲ吃租權トシ漢人側ノ權利ヲ永租權トスルト云フ一此ノ名前ハドウデモ良イノデスガ此ノ内容ノ權利ヲ在ル

ガママニ認メルコトハ何等異議ハナイ」としながらも、「此レヲ分割所有權トスルトイフ事ハ未ダ司法部トシテ決定」していないことを説明した。しかしながら、これを「在ルガマ、ニ在ル權利トシテ認メル方ガ良イノデハ無イカト思フ」との見解を述べた⁽³⁸⁾。

万歳の発言に対し、片倉は便宜的に「分割所有權」とつけただけであり、要するに「あるがままの權利」を認めることと同様であると述べた。「分割所有權」に否定的であった伊吹も、「あるがままの權利」として認めるならば良いと発言した。こうして司法部の万歳の提案により、報告会の議論は、「あるがままの權利」を容認するという方向へと向かっていった。加藤はこれらの意見に同意しながらも、調査班員が提示した20年で租子や「吃租權」を整理する計画を10年に短縮するように求めた⁽³⁹⁾。

報告会の議論は次第に行き詰まりを見せてゆくが、ここで山管が意見を取りまとめてゆく。山管は、「國務院案」では実際の整理は不可能であり、むしろ「熱河省案」のほうが適切であると述べた。しかしながら、「熱河省案」が示した20年という短期間では、「吃租權」を漢人に買い取らせることは不可能であるし、無理に漢人側に買い取らせることも満州国の「王道精神」に反すると述べた。さらに「私ハ土地ニ付イテハ分割所有形態デ良イト思フノデアリマス。日本ノ永小作權ノ如キコトヲ滿洲國ガ其ヲ眞似ル必要ハナイ。歴史ハ伊達ニ有ルノデハ無クシテ、日本ノ迪ツタ悪イ道ヲ二度踐ム必要ハ無イ。之ヲ單一所有權ニ變ズルコトハ爲政者ハ氣持ガ良イデアロウガ、被爲政者ハ其ノ間紛事ノ絶間無イト思フノデアリマス」と発言し、今後は、一旦現地における「吃租權」や「耕種權」を認めたいと述べ、その解消方法を設定することが重要であるとし、「國務院案」の再検討について言及した⁽⁴⁰⁾。その後、議題は租子の処理方法へと移ってゆくが、結論には至らなかった。

このように報告会では、「國務院案」の示す土地権利関係の一元化の方向から、「あるがままの權利」を認めるという方向へと議論の流れが変化していった。これらに対し、加藤は異を唱えるものの、全体の同意を得られなかった。このような加藤の弱い立場は、当時、中国軍が熱河省にたびたび進入するなど、政治的に不安定な状況が形成されていたことと関係があったと考えられる。現地の官吏にとって、これ以上、施政に不安定要因を持ち込むことは避けなければならない、そこに、より現実的な現状維持政策が認められる基盤が形成されたのである。

4 錦熱蒙地奉上一單一所有權確立への揺り戻し

(1) 錦熱蒙地の処理方針

1938年以降、満州国内では「産業開発五ヵ年計画」が開始されており、その影響を受けて地籍整理事業はさらに早期完遂が求められた。満州国では、同時期に不動産登録法が制定・施行さ

注 (34) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、6～8頁。

(35) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、14頁。

(36) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、15頁。

(37) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、15、30～31頁。

注 (38) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、17頁。

(39) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、17頁。

(40) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、17～18頁。

(41) 地籍整理局『錦熱蒙地調査報告 上巻』、18～20頁。山管の発言は、日本の地租改正の際、「小作權」と「所有權」を巡って混乱が生じたことを踏まえ、錦熱蒙地において土地所有權の確立を急げば、同様の混乱が生じる恐れがあると危惧したものである。

れたため、地籍整理局の業務は増大・複雑化してゆき、計画達成は一層困難となる。そこで満州国政府は事業を大幅に修正・簡易化することになった。

一方、熱河省をめぐる情勢であるが、1938年1月、八路軍は熱河省南部及び河北省北部に抗日根拠地として「晋察冀辺区」の創設を決定した。同年6月、熱河省では大水害が発生するとともに、八路軍が熱河省西部に進軍するなど、情勢は緊迫化していった。これに対し、日満軍は国境地帯において「大肅清工作」を行うものの、八路軍は進軍を繰り返した。こうして省内が混乱状態に陥ると、土地整理は一旦頓挫してしまう。ちょうど1938年に「開放蒙地奉⁽⁴²⁾上」が行われていたこともあり、錦熱蒙地の処理は1939年へと持ち越された。

1939年6月より、熱河・錦州各省の官僚、モンゴル人旧王公、および中央政府、興安局とのあいだで、錦熱蒙地に関する協議が再開された。そこで満州国総務庁が中心となって、「錦熱蒙地処理要綱案」、「錦熱蒙地権利整備要綱案」を作成する。結論を先に述べるならば、これら2つの要綱の内容は、熱河・錦州省の日本人官吏が主張した現状維持政策ではなく、地籍整理局の主張する単一所有権確立を目指すものであった。当時、こうした方向へ向かった経緯については不明であるが、関東軍の意向が強く反映されたものと考えられる。後にこれら2つの要綱案は、「錦熱蒙地処理要綱」、「錦熱蒙地権利整備要綱」として公布されることになる。ここでは、2つの要綱の具体的な内容について検討してゆくことにしたい。

まず、「錦熱蒙地処理要綱（以下、「処理要綱」）」についてであるが、これにより政府は、錦熱蒙地における王公の特権の放棄と、旗制復活という2つの問題の解決を図ろうとする。ここで政府は、錦熱蒙地に対してモンゴルの旗・旧王公が有してきた特殊特権を国家に奉⁽⁴³⁾上させたうえで、単一所有権を確立してゆく方針を示した。この際、政府は、旗・旧王公が従来取得してきた地稅提成銀、山份（鉱産物にかかる税）、旗賞銀（アヘン特税等）、荒価（漢人が不法占拠した黒地の地価）を、便宜的に「地理権」と称した。この時点で政府は各土地の正確な面積や稅収入を把握していなかったが、概算により「地理権」を約150万円と見積もった。政府はモンゴル側が「地理権」を放棄する代償として、同額を支給することを決定した⁽⁴⁴⁾。以上の方針は開放蒙地奉⁽⁴⁵⁾上の形式を踏襲して実施されたものである。これに加え政府は県を廃止し、モンゴル人を主体とする「旗制」を復活させることも決定した。

つぎに、政府は「錦熱蒙地権利整備要綱」（以下、「整備要綱」）によって、錦熱蒙地における土地権利関係の具体的な整理方針を定めた。「整備要綱」は、モンゴル側（モンゴル人、旗公署、王府、寺院）が租子を徴収している土地は、原則としてモンゴル側を土地所有者とみなすことを基本方針とした。この際、旧王公が租子を徴収してきた内倉地は私産とみなされ、奉⁽⁴⁶⁾上の対象からは除外された。さらに、モンゴル側が自由に処分することができる土地は、モンゴル側に所有権

が認められた。モンゴル側が生計上、現に使用している原野、山林、遊牧地帯は旗有となること⁽⁴⁷⁾が決定された。

さらに「整備要綱」は、モンゴル側が買い戻すことが不適當である土地、すなわち租子納付義務者（漢人）側に土地所有権が認められる場合についても方針を定めた。これは清末以降の法令の廃止・改正によって、モンゴル側が佃戸より「押契銀兩」（小作敷金の一種）を得ている土地や、モンゴル人が「吃租権」をすでに売却した土地を指した。この場合、租子納付義務者（漢人）は、これまで支払った租子を一定率還元した金額（ただし算出方法は未定）をモンゴル側に支払えば、土地所有権を得ることが出来た。錦熱蒙地の6割を占める私墾地「黒地」については、全てこれを国有とみなしたうえで、現土地占有者に「実情に即応する価格」、すなわち当時の土地取引価格により優先的に払い下げてゆくとした。

「整備要綱」は、留保つきながらも、モンゴル側が租子を徴収している土地はモンゴル側に所有権を認め、牧地等を旗有とする方針を示した。つまり租子があるかどうか、土地所有権確立の判断基準となった。さらに注目すべき点は、内倉地が旧王公の私産とみなされ、奉⁽⁴⁸⁾上対象から省かれた点である。これは旧王公・旗の諸権利を一律に放棄させた開放蒙地の場合と大きく異なっている。また、旧王公に対して、開放蒙地奉⁽⁴⁹⁾上の場合と同様に興安局總裁名義の公債を発行し、その利子を生活費として支給するなど優遇策がとられるようになっていた。こうした旧王公に対する措置は、熱河省の政治情勢が不安定であることや、1938年の段階でさえ、錦熱蒙地各旗において旧王公が旗長に就任し、旗内を統括していたことと大いに関係があるであろう。以上のように政府は、錦熱蒙地に対して旗・旧王公が有してきた特殊特権の放棄と「吃租権」の解消を決定したが、これにより蒙地不売の原則は撤廃されることとなった。政府は錦熱蒙地の整理方法を定めたうえで今後、旗公署（公共用地は除く）、王府、寺院、モンゴル人、漢人に対して一律に地稅を賦課することを決定した⁽⁵⁰⁾。ただし「地稅法」（1936年）では、国家や県、旗の公共用地や寺院、道路、学校用地は地稅を賦課されないようになっていた。それゆえここで課税対象になった土地とは、旗公署や王府、寺院の土地でありながら、農民を入植させ、租を徴収している土地を指すと考えられる。以上が政府の錦熱蒙地整理の方針であるが、こうして熱河省側が主張した現状維持案は、土地所有権の一元化を目指す「國務院案」へと再び後退することになる。

（2）錦熱蒙地奉⁽⁵¹⁾上

1939年6月以降、満州国政府は諸会議を開催して、「錦熱蒙地整理要綱案」、「錦熱蒙地権利整備要綱案」を各機関に提示してゆく。まず6月12日、興安局主催「錦熱両省次長懇談会」が開催され、続いて同22日、熱河省公署主催「熱河省参事官懇談会」、7月3日、「錦州省参事官懇談会」が開催された。同10、11日、興安局は、錦州・熱河省のモンゴル人官僚と調整を図るために、「旗科長懇談会」（日満軍人会館）を開催する。会議には、興安局總裁のジャガルを筆頭に、モンゴル人・日本人官僚が多数参加し、及川三男、錦州・熱河省所属のモンゴル人科長が各

注 (42) 満洲帝國政府編『明治百年叢書第91巻 満洲建國十年史』原書房、1969年、205～206頁。

(43) 防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書 北支の治安戦 (1)』朝雲新聞社、1968年、86～87頁。

(44) 150万円のうち130万円は、蒙民厚生事業費として蒙民裕生会の設立と運用にあて、20万円は各旗に補助金として支給した。興安局『錦熱蒙地奉⁽⁵²⁾上關係記録集成』（1939年）、17～20頁。

(45) 「旗制」とは、満州国時代、新たに制定されたものであり、旗はモンゴル人が「自治権」を有する行政組織であり、満州国官僚の旗長が治めるものとされた。

注 (46) 興安局『錦熱蒙地』、14、25～28頁。

(47) 興安局『錦熱蒙地』、121頁。

(48) 興安局『錦熱蒙地』、31頁。

旗2名ずつ参加した。ここで興安局側は、2つの要綱案を各旗の科長に提示したが、各旗の科長達もこれに全面的に賛意を示した。

引き続き興安局は、2つの要綱案に対する旧王公の同意を取り付けるために、同7月27、28日「錦熱蒙旗旗長及び旧蒙古王公代表懇談会」(國務院総理官邸)を開催した。同会議には、各旗旧王公代表のほか、興安局、錦州省公署、熱河省公署土地科長の及川らが参加した。第1日目、興安局側は各旗旧王公に対して、錦熱蒙地整理に関する説明を行い、両者のあいだで協議がなされた。そこでオンニョード左旗旗長のラチンワンソクは、同旗の土地関係が極めて複雑であることや、旗内の「不毛地帯」ではモンゴル人が牧畜生活を営んでいる現状を説明し、土地権利審定に関して「十分蒙民ノ立場ヲ御考慮願ヒ度イ」と述べた。これに対し興安局の白濱は「錦熱蒙地権利整備要綱案」を引いて、モンゴル人が生計上利用しつつある遊牧地帯は無償で旗に承領させることを説明した。

第2日目、國務院総理の張景恵が錦熱蒙地奉上に関する「訓示」を述べた後、各旗代表が錦熱蒙地における諸権利の国家への奉上を宣言し、「錦熱蒙地奉上」が成立する。その後、8月3日、地方処主催「錦熱両省県長懇談会」を経て、2つの要綱案は、同9日「水曜会議」(政府内の定例事務連絡会議)にかけられた後、同14日「國務會議」、同22日「參議府會議」を通過した。政府は9月に錦熱蒙地奉上を公表した。

こうして政府は、錦熱蒙地奉上に対するモンゴル側の承認を取り付けることに成功した。しかしながら、従来、入植者がモンゴル側に支払ってきた租子をいかに解消してゆくかという問題が残されていた。そこで政府は、1939年12月、「熱河蒙地権利及租子調整規定」(以下、「調整規定」)を策定し、租子の解消に乗り出してゆく。「調整規定」は、先に決定された「整備要綱」の方針に基づき、モンゴル側が買い戻せる土地と、耕作者(漢人)に土地所有権が認められる土地の線引きを行った。この際「調整規定」は、賠償金の支払い基準を細かく設定するとともに、「金丹道事件」が生じた1891年を基準に権利確定の規定を設け、金丹道事件以前の契約については入植者側に、それ以降の契約についてはモンゴル側に有利にとりかはらうことを規定していた。耕作者(漢人)が所有権を得る場合、モンゴル側に支払う賠償金の額は、時代や契約条件により多少異なるものの、租子の25倍以下の金額内に留めることになった。しかしながら現実問題として、モンゴル側が土地を買い戻すことや、耕作者(漢人)側が土地を買い取ることが可能であるのか、あるいはこうした方法で両者が納得するかどうかについては、ここでは検討されていなかった。政府の計画では「調整規定」の施行により、錦熱蒙地奉上に関わる諸手続きは完成するはずであった。ところが政府は、実際に蒙地の整理を進めてゆくうちに、いくつかの問題に

注 (49) 興安局『錦熱蒙地』、40～50頁

(50) 興安局『錦熱蒙地』、25頁。

(51) 興安局『錦熱蒙地』、32頁。

(52) この段階で満州国政府は外倉地を国有とするか、開墾されている場合は個人所有とするか決定していなかったが、最終的に外倉地の収入は蒙民裕生会の運営資金となり、1940年以降、同会は錦熱蒙地の土地審定作業に従事する。

(53) 興安局『錦熱蒙地』、104～109頁。

直面することになる。

5 「分割所有権」の廃止と容認

(1) 「分割所有権」の廃止

地籍整理事業は、1939年に入り、国内の早期完遂の要請により、計画を再び変更する。さらに満州国政府では「治安の好轉に依る行政の浸透、産業の開発に伴ふ土地利用の増進」により、緊急、かつ全国的(興安省内等の地域を除く)に事業を実施することが求められた。そこで1940年2月、政府は地籍整理局を國務院地政総局に改編するとともに、測量方法を簡略化したほか、応急調査を導入して1940年より約70万km²を整理することを決定した。同時に政府は、地籍整理局各分支局を廃止し、省、市、県など地方行政機構の地政科、地政股に吸収させた。地政総局は、これらの事業を統括すると同時に、国有地管理や不動産業務、商租権整理などの業務を担うことになる。1941年以降も、事業は早期完遂が求められ、調査の際に地籍図調製を省略するなど簡略化が進められ、徹底的な合理化が図られた。

一方、政府は地政総局設立に先んじて、1939年4月に錦熱蒙地整理の準備機関として、熱河省地政局(熱河省公署外局)を設立した。錦熱蒙地の整理は、紛争解決が主となるため、一般の地籍整理の方法をそのまま適用するわけにはゆかないと考えられていた。地政局本部には、総務科、事業科、地政科が置かれ、現地には支局に相当する踏査班が置かれた。地政局は、はじめの半年間、職員教育・訓練を行い、蒙地の権利関係や整理要綱に基づく具体的な土地整理方法を教授した。1940年には錦州省地政局が設置された。

1940年2月、地籍整理局が地政総局に改組されると同時に錦州・熱河省の各地政局も改組され、錦熱蒙地における権利審定作業が本格化していった。地政総局は、対象地域の旗に地政局支局を設置して専従地局長を配置し、各支局には日本人、モンゴル人、漢人職員(100名程度)を置いた。彼らは宣撫活動や予備調査を実施したうえで権利確定を行う予定であった。まず1939年よりオンニョード右旗における権利審定が開始され、1940年に同左旗、1941年にハラチン三旗、オーハン旗において権利審定が始まった。この際、審定地域(各村ごと)や開始日が公示され、約1ヵ月間のあいだに土地権利者が土地の所在や面積などを自己申告し、地政総局は必要に応じて測量や調査を行うようになっていた。

かつて政府は、蒙地における「分割所有権」に配慮して、1936年、「土地審定法30条」を設けていた。土地審定法30条は、同一の土地において2件以上の権利が并存し、いずれが所有権か認定しがたい場合は、当面それぞれの権利を登録することを取り決めていた。ところが政府

注 (54) 満洲帝國政府『滿洲建國十年史』、206頁。

(55) 地政總局『地政業務概況説明書』1941年8月、2頁。

(56) 満洲帝國政府『滿洲建國十年史』、206～207頁。

(57) 北支經濟調査所第三班『滿洲國地籍整理状況視察報告』、82頁。

(58) 満洲國史編纂刊行会編『滿洲國史 各論』財団法人滿蒙同胞援護会、1970年、1267～1268頁。

(59) 清水金次郎「熱河蒙地の地籍整理と其に伴ふ諸問題」『東亞人文學報』第4巻第2號(1943年)、131頁。

は、開放蒙地、及び錦熱蒙地奉 upper を達成したことで、土地審定法 30 条の規定は必要ないと判断し、1940 年 6 月に同条例から「分割所有権」の規定を削除する⁽⁶⁰⁾。しかしながら、こうした「分割所有権」の廃止がのちに問題となってゆく。

1940 年以降、熱河省地政局と蒙民裕生会が錦熱蒙地整理にあたることとなり、「調整規定」をもとに錦熱蒙地の審定作業に入った。実際に審定に関わった柳瀬正観（元錦州省地政局事業科長）によれば、地政総局の職員達は「和解主義」と「職権主義」をもって土地審定に望んだという。柳瀬によれば、「和解主義」とは、「お互の権利をよく知つてゐる両当事者が蒙地権利調整の規定に照して和解すればよろしいといふ建前で、蒙民裕生会や地主代表などが和解調停の衝に當つてくれる」方法であり、「職権主義」とは、「両民族感情と利害の対立が劇しくて、和解は困難であるから役所の職権でキツバリと定めてやる」方法であるという。ここから地政総局は、錦熱蒙地の権利審定を蒙民裕生会や現地の地主に一任し、問題が生じた場合にのみ措置を講じていたことが推測できる。当時、こうした方法により効率的に作業を進めなければ、事業の早期完遂はほとんど不可能であった。しかしながら、錦熱蒙地において審定作業が進むにつれ、上記のような解決方法では解決できない問題、すなわち「分割所有権」の問題が明らかになってゆく。審定作業の過程で、ある土地に複数の権利が存在する場合、どうしてもそれぞれの権利者間で調整がつかず、それゆえ単一所有権を確立することが出来ない場合が出てきたのである。これらの問題に対して、政府は現地の判断に委ねるとしたものの、紛争解決の糸口は見つからなかった。ここで政府は土地政策について再検討を迫られることになる。

(2) 「分割所有権」の保持とモンゴル人の租子売却

当時、地政総局は「調整規定」では解決できない問題を処理するために、審定処長の西尾極に現地調査を行わせた。その結果、西尾は錦熱蒙地において単一所有権を確立する方針を退け、再び「分割所有権」を認めるという判断を下した⁽⁶¹⁾。この西尾の判断を受けて、1941 年 12 月、満州国政府は、「土地審定法」ならびに同法施行令を改正することとし、「分割所有権」に関しては、「土地審定法八条ノ二」を定めた。同条項は、同一の土地に所有権を主張する者が 2 名以上あり、これらの者が、その土地に対して有する法律上、事実上の関係に照らし、そのなかの一部の者のみを所有権者と認定することが困難である場合、地政総局は、その土地に対して「地上権、耕種権、地役権、典権（不動産使用収益権）」を設定してゆくか、一部の者のみに所有権を認めて、その他の権利者に対して金銭を支払うこととした⁽⁶²⁾。つまり地政総局は、解決がつかない場合、土地権利関係の現状を重視し、それぞれの権利を民法上の諸権利に分割し、当てはめることで問題を処理しようとする。これにより錦熱蒙地における単一所有権の確立は、より現実的な方向へと向かい、土地政策は現地の慣習に飲み込まれてゆくことになる。

注 (60) 相良政行「土地審定法及同法施行令の改正理由並に解説」【地政】第 5 巻 5 號 (1940 年 10 月)、25～27 頁。

(61) 柳瀬正観「蒙地整理雑感」【地政】第 8 巻 2 號 (1943 年 4 月)、51 頁。

(62) 柳瀬「蒙地整理雑感」、54～55 頁。

(63) 菊井三郎「土地審定法及び同法施行令の改正に就て」【地政】第 7 巻 1 號 (1942 年 2 月)、41～42 頁。

以上の問題のほかにも、政府は錦熱蒙地において多くの問題を抱えていた。例えば 1943 年の段階で、熱河省地政局は紛争事件 234 件のうち 140 件が未済であると報告している。おそらくこれらは表面化したものに過ぎなかったと考えられる⁽⁶⁴⁾。また、1942 年に錦熱蒙地の整理状況を調査・研究した清水金次郎は、紛争事件として、(1) もともとの租契約の内容や租額を漢人側が守らない場合、あるいは漢人側が、正規の「吃租権」者と「和解」せず、虚偽の吃租人を立てて和解したかのように見せ、問題をさらに複雑化させるなどの租子を巡る紛争、(2) 契約文書に記載される境界が曖昧なために生じる境界紛争、土地特定に関する紛争、(3) 白植地は、モンゴル側が権利を有する土地とされたが、権利認定が難しい場合が多く、そのため生じる紛争、(4) 二重売買・二重典売が明らかになった結果生じる紛争、などを報告していた。これらの問題は、まさに漢人が蒙地に入植してから、永年にわたり蓄積されてきた本源的な問題である。両者の紛争は根深いものであり、政府が法律や要綱を提示しただけで解決できるような単純な問題ではなかった。

また、錦熱蒙地奉 upper 以降、権利審定により、漢人側は土地所有権を放棄したモンゴル人に対して租子補償金を支払うことになっていた。当時、蒙民裕生会は、漢人側の支払うべき租子補償金をモンゴル人に代わって徴収し、これを興農合作社に預け入れ、年 4 分の利子をモンゴル人に支給し、彼らの生活を安定させることを計画していた。ところが錦熱蒙地奉 upper により蒙地を売ってはならないという建前がなくなったため、土地審定を待たずに、モンゴル人が漢人に対して「吃租権」を安価で売却する事態が続出する。清水によれば、その要因には、モンゴル人の生活が不安定であることだけでなく、興農合作社が設定した年 4 分の金利に対し、地方金利が 3～4 割であったため、モンゴル人が個別に租子を売却し、資金を運用しようとする動きがあった。これらの傾向はハラチン中旗、同左旗で多く見られ、ハラチン左旗では蒙民裕生会に対して租子補償金の返還要求を起こすものもいた。また、漢人がモンゴル人に対して、熱河省の治安状況が必ずしもよくないため、今のうちに安価でも租子を売却し、現金を取得したほうが有利であると説得し、租子売却を促す場合もあった。これに対し蒙民裕生会は、土地審定作業の際、モンゴル人に対して安易に租子売却をしないように説得して回ったという。しかしながら、漢人の蒙民裕生会に対する租子補償金の未払いも多く見られ、これも一般のモンゴル人の「吃租権」売却に拍車をかけたといわれる⁽⁶⁵⁾。これら租子売却は、罰則が設けられないかぎり、必然的に発生するものであり、モンゴル側が従来から有してきた土地に対する権利を完全に失うことを意味した。

まとめ

満州国政府は、地籍整理事業を進めるなかで、モンゴル人と漢人間の土地権利の整理という困難な問題に直面していた。関東軍と土地局（地籍整理局）は、日本が台湾や朝鮮で実施した土地調査事業の手法を参照しながら、土地権利関係の一元化を進め、ここに近代的土地所有権を確立

注 (64) 清水「熱河蒙地の地籍整理」、142～143 頁。

(65) 清水「熱河蒙地の地籍整理」、143～145 頁。

(66) 清水「熱河蒙地の地籍整理」、150～151 頁。

しようとする。これに対して現地の日本人官吏たちは、錦熱蒙地では単一所有権の確立は現状に即していないとして現状維持政策を主張する。こうして錦熱蒙地を舞台として、関東軍・土地局が主張する近代的土地所有権の一元化政策と、現地の官吏が主張する現状維持政策が真っ向から衝突する。このような状況のなかで、政府は現地の官吏の反対を押し切って錦熱蒙地奉上を実施し、単一所有権の確立に踏み切った。ところが政府は事業を進めるなかで、単一所有権確立が不可能な状況に直面し、結局「分割所有権」的な土地権利関係を容認せざるを得なくなる。こうして錦熱蒙地における地籍整理事業は、現地の慣習に飲み込まれてゆくことになるが、問題の一部は解決されないまま残された。

1945年、日本の敗戦により、地籍整理事業は未完のまま終わりを告げた。戦後、国民政府は、台湾や旧満州国地域における地籍整理事業を継承し、土地整理に当たろうとする。ところが国民政府は、戦後の混乱のなかで地籍整理事業の文献が失われたことや、満州国時代の法令と中華民国土地法との調整や統一といった問題に直面することになる。さらに満州国崩壊後、旧錦熱蒙地地域では、モンゴル人旧王公や有力者により結成されたジョソト・ジョーオダ両盟代表団が、国民政府に対してモンゴルの土地の保護とモンゴル人・漢人の分治を求めていた⁽⁶⁷⁾。このような事例からも、漢人とモンゴル人の土地を巡る本質的な問題は、満州国時代に解決されることなく、次の時代へと継承されたことが確認できる。しかしながら本稿で見たように、地籍整理事業は、錦熱蒙地における清代以来の蒙地不売の原則を撤廃させ、モンゴル人の租子売却を推進していった。つまり地籍整理事業は、錦熱蒙地において単一所有権の確立を促し、伝統的な土地制度のありかたを転換させるという重要な意味を持っていたのである。

注 (67) 笹川『中華民国期農村土地行政史』、40～41頁。

(68) 「抗日蒙旗慶祝勝利還都代表團呈送各蒙旗人民意見書等九點」(卓索圖・昭烏達兩盟代表團→蒙藏委員會、1946年12月10日)台湾国史館行政院檔案卷061-1421。